

## 「けんせつ未来フェスタ」開催事業業務委託 企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が委託する「けんせつ未来フェスタ」開催事業業務委託（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものです。

### 1 契約の名称等

- (1) 契約の名称  
「けんせつ未来フェスタ」開催事業業務委託契約
- (2) 業務の仕様等  
【資料 2】「けんせつ未来フェスタ」開催事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり
- (3) 委託期間  
契約締結の日から令和 6 年 1 1 月 3 0 日まで
- (4) 委託料の上限  
4, 9 5 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税額を含む）

### 2 実施スケジュール

- |                             |                             |
|-----------------------------|-----------------------------|
| (1) 企画提案競技の公募開始（実施要領等の交付開始） | 令和 6 年 4 月 2 4 日（水）         |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付期限        | 令和 6 年 5 月 1 日（水）午後 5 時まで   |
| (3) 上記質問に対する回答の公表           | 令和 6 年 5 月 8 日（水）           |
| (4) 企画提案競技参加資格確認申請書等の提出期限   | 令和 6 年 5 月 1 0 日（金）午後 5 時まで |
| (5) 上記申請に係る参加資格の確認結果の通知     | 令和 6 年 5 月 1 4 日（火）         |
| (6) 参加資格が認められない理由の請求期限      | 令和 6 年 5 月 1 6 日（木）午後 5 時まで |
| (7) 企画提案書等の提出期限             | 令和 6 年 5 月 2 2 日（水）午後 5 時まで |
| (8) 企画提案競技審査会の開催            | 令和 6 年 5 月 2 8 日（火）         |
| (9) 審査結果の通知                 | 令和 6 年 5 月 2 9 日（水）（予定）     |
| (10) 契約の締結                  | 令和 6 年 5 月 2 9 日（水）以降       |

### 3 参加資格要件

本業務に関する企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たす者で、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とします。

- (1) 秋田県内に本社、支社、支店又は営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 3 3 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 4 1 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当しない者であること。
- (4) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、県から

の受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。

- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体に該当しない者であること。
- (6) 本業務委託の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応できる体制を整えている者であること。
- (7) 本業務の遂行に際し、関係法令等を遵守し、的確に遂行できる能力を有する者であること。

#### 4 担当課・チーム

秋田県 建設部 建設政策課 企画・建設産業振興チーム（建設産業活性化センター）

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

【電話番号】018-860-2910 【電子メールアドレス】kanrikik@pref.akita.lg.jp

【ホームページアドレス】<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/14267>

#### 5 質問の受付

企画提案競技に係る質問は、【様式1】質問票により、2（2）記載の提出期限までに、4に記載の担当チームに電子メールで提出してください。

また、質問に対する回答は、4に記載のホームページに掲載します。

なお、回答内容は、本要領及び関係資料の追加又は修正とみなします。

#### 6 参加資格の確認等

##### (1) 参加資格の確認

企画提案競技に参加を希望する者は、次の書類を提出し参加資格の確認を受けてください。

##### ① 提出書類

(ア) 【様式2】申請書

(イ) 【様式3】会社概要票

##### ② 提出期限：令和6年5月10日（金）午後5時まで

##### ③ 提出場所：4に記載する担当課

##### ④ 提出方法

(ア) 持参：平日の午前9時から午後5時まで

(イ) 郵送：書留にて提出期限内に必着

##### ⑤ 参加資格の確認結果の通知

参加資格を確認した結果は、令和6年5月14日（火）までに、【様式2】申請書に記載の担当者メールアドレスあて電子メールにより通知します。

##### ⑥ その他

(ア) 申請書に虚偽の記載が判明したときは、参加資格を取り消します。

(イ) 提出期限までに提出しない者又は参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができません。

##### (2) 参加資格の喪失及び辞退

参加資格の確認後に、参加資格を欠くことが判明したときは、参加資格を失います。また、都合により参加を辞退するときは、【様式4】企画提案競技参加辞退届を4に記載する担当課へ提出してください。

##### (3) 参加資格が認められなかった者に対する説明

前記(1)による参加資格の確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対して書面（任意様式）を提出することにより、その理由を請求することができます。

- ① 提出期限：令和6年5月16日（木）午後5時まで
- ② 提出場所：4に記載する担当課
- ③ 提出方法：電子メール
- ④ 説明方法

参加資格が認められなかった理由の説明は、書面を受理した日から3日以内に、【様式2】申請書に記載の担当者メールアドレスあて電子メールにより通知します。

## 7 企画提案書等

### (1) 企画提案書等の作成及び提出

企画提案競技に参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、次の書類について、2（7）記載の提出期限までに、4に記載の担当チームに6部（正本1部・副本5部）提出してください。

#### ① 【様式5】企画提案書

- ・ 様式5に、プレゼンテーション資料（原則としてA4判）を添付して提出してください。
- ・ その他本要領及び仕様書を踏まえた企画を提案してください。

#### ② 見積書（様式任意）

本業務を実施するために必要な経費（消費税及び地方消費税を含む。）とその積算内訳を明らかにした見積書を作成し、所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記入の上、提出してください。

#### ③ 「賃金水準の向上」に関する取組を評価する資料（該当者のみ提出）

算出方法	区分	確認書類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額	役員及び従業員が対象	(7) 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	(イ) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）
	役員を除く従業員が対象	(ウ) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）	(エ) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）

(7) 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)」における区分「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。

(イ) 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として(7)に準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

(ウ) 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)」における区分「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。

(エ) 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として(ウ)に準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

#### ④ 「女性の活躍推進」に関する取組を評価する資料（該当者のみ提出）

(ア) 労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画の策定・変更届の写し

- (イ) 知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定（※1）通知書の写し
- (ウ) 法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）に関する認定通知書の写し
- (エ) 秋田県知事表彰（※2）の受賞に関する表彰状の写し

- ※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。
- ※2 「秋田県知事表彰」は、「女性の活躍推進企業表彰」、「子ども・子育て支援知事表彰」、「男女共同参画社会づくり表彰」とする。

(2) 留意事項

- ・ 提出できる企画提案は1案とします。
- ・ 提出した書類は返却しません。

## 8 審査

7（1）記載の企画提案書等を提出した者（以下「企画提案書等提出者」という。）を対象として、【資料3-1】「けんせつ未来フェスタ」開催事業業務委託企画提案競技審査委員会設置要綱及び【資料3-2】「けんせつ未来フェスタ」開催事業業務委託企画提案競技審査要領に基づき、2（8）記載の日時に、次のとおり企画提案書等に関する審査を行います。

(1) 審査会場

秋田県庁 地下 入札室（秋田市山王四丁目1番1号）

(2) 審査

提出していただいた企画提案書等について、企画提案書等提出者によるプレゼンテーションに基づき審査を行い、最も優れていると認める者を本業務の委託候補者として選定します。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、審査の対象としません。

- ① 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- ② 企画提案競技に関係する者に対して不当な働きかけを行ったと認める場合
- ③ 見積額が1（4）記載の上限額を超えている場合
- ④ その他本要領に定める事項に適合しない場合

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、2（9）記載の予定日以後に企画提案書等提出者に対して通知するとともに、4に記載のホームページに掲載します。

(4) 苦情の申立て

企画提案書等提出者は、審査結果について不服がある場合は、審査結果の通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日を含めない。）以内に、契約担当者に対して書面（様式任意）により申し立てることができます。

## 9 委託契約

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 企画提案書等と本業務の関係

委託候補者の企画提案書等に記載された事項は、仕様書の一部となります。

その他、県と委託候補者との協議により、委託する業務の内容が追加又は修正される場合があります。

### (3) 委託契約の締結

県は、委託候補者と本業務に係る委託契約を締結します。

委託契約は、選定された企画提案を直ちにその内容とするものでなく、県と委託候補者が協議し、双方が同意した場合に締結します。

また、委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わないときは、県は、委託候補者としての選定を取り消し、次点となった者と協議の上、当該者と委託契約を締結することとします。

### (4) 契約保証金

本業務の受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条の規定により契約金額に契約保証金の率を乗じた額を納付する必要があります。ただし、同規則第178条の規定に該当する場合は免除します。

## 10 公正な企画提案競技の確保

- 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他関係法令に違反する行為を行ってはなりません。
- 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の企画提案競技参加者と参加意思及び企画提案の内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければなりません。
- 参加者は、委託候補者の選定前に、他の企画提案競技参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはなりません。
- 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し若しくは取り止めることがあります。

## 11 その他

- 企画提案競技及び契約に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- 参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属します。  
なお、提出された書類は返却しませんが、本業務委託以外の目的で参加者に無断で使用しないほか、参加者の機密保持に十分配慮します。
- 企画提案競技の参加に当たって知的財産その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、当該参加者が負うものとします。
- 企画提案競技の参加に要する費用は、当該参加者の負担とします。

### 【 企画提案競技に関する問合せ先 】

秋田県 建設部 建設政策課 企画・建設産業振興チーム

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

TEL : 018-860-2910 Mail : kanrikik@pref.akita.lg.jp